

だれ  
誰もが安全で安心して暮らせる社会を  
7月の同和問題啓発強調月間に寄せて

図 教育政策課



7月、節目の月

野球をはじめ、サッカー、バスケットボールなど世界的なスポーツにおいて、日本代表選手たちの大活躍に感動し、勇気と元気をもらっています。中でも肌の色・目の色の違う代表選手たちが歓喜の輪の中にいることがすばらしいと思います。スポーツだけでなく、現在多様な人たちが力を合わせて日本という国を支えています。

さて、本年も同和問題啓発強調月間を迎えました。同和問題を通して、私たちはどのような国や社会をつくっていくのかということや「人間そのものを最も大切にしよう」という視点から考えていく節目の月にしていきたいですね。

部落差別の現実と法整備

同和問題の解決は、行政の責務であり、国民的課題であると言われ

続けてきました。しかしながら、部落差別は解消せず、インターネットを使っての書き込みも発生しています。これらに対して平成28(2016)年「部落差別解消推進法」が制定されました。そこには次のことが明記されています。

- 部落差別は現存する。
- 部落差別は許されない。
- 部落差別のない社会をつくる。

そのため必要な教育や啓発を行います。

教科書の中には

小・中学校の教科書の中にも、差別を禁止する法律が制定されたことが記載されています。中学校の社会科「公民」の中には、差別されない権利について「差別は、個人の尊厳の否定そのものであり、決して許されません。そこで、憲法14条は、法の下に平等に加え、差別の禁止を規定しました」と書かれています。また、「部落差別(同和問題)をなくすことが国

の責務であり国民的課題とされまし  
た」と書かれています。

学校の中で、部落差別はもとより、アイヌの人たちや在日外国人、障がいのある人に対する差別や偏見、男女の性別による差別も解消していかねばならないことを、発達段階に応じて子どもたちは学んでいます。

(子どもの感想)

差別をつくったのは私たちと同じ人であることを周りに伝え、差別をなくさなければいけません。そのためには、一人ひとりの差別をなくす努力が必要です。小さなことも少しずつ積み上げれば大きなことになります。私はその小さな努力を続けます。

6年生の社会科の教科書には、「憲法で保障された基本的人権の尊重のために国や地方の政治が努力するだけでなく、私たち一人ひとりも、憲法にかかげられた理想の実現に向けて、お互いの人権を尊重し合う社会をつくる努力をしていくことが大切です」と書かれています。

私たちも人権や差別の問題について考え、一人ひとりの人権が尊重される社会をつくるためのお手本となっていきたいですね。

強調月間の主な取り組み

同和問題の解決のために本市でも次の取り組みを行います。

【同和問題講演会】

日 7月1日(土)13時

場 文化会館

● 演題「部落差別を通して考える日常の中の差別」

● 講師 上川 多実さん

【街頭啓発(啓発パンフレット・ポールの配布)】

▽ 日 7月5日(水)、18時

場 市内JRおよび西鉄各駅前

▽ 日 7月12日(水)、18時

場 市内大型商業施設前

【人権問題に関する書籍の紹介】

日 7月1日(土) 31日(月)

場 市民図書館特設コーナー

【人権ポスター・標語の展示】

日 7月19日(水) 31日(月)

場 生涯学習センター

【人権メッセージ「募集」】

皆さんからあたたかい作文や標語、写真などを募集しています。

締 7月31日(月)まで

● 応募先 教育政策課